

韓国障害児保育実践マニュアルにみる最新動向

金 仙 玉*

はじめに

韓国の障害児保育は、1991年の乳幼児保育法の制定に始まりそれ以降1996年の障害児の保育方針の決定、1997年の障害児専門保育施設の運営基準の決定などによって、本格的な取り組みが展開されてきた。しかし、保育現場における障害児の入園拒否、保育活動における制限・差別はなくならなかった。韓国政府はこうした問題を解決するために、2007年に「特殊教育振興法」を「障害者等に対する特殊教育法（以下、特殊教育法）」に全面改正した。この法律では、3歳からの幼稚園課程から18歳までの高等学校課程までが義務教育となった。また、3歳未満児及び高等学校課程後の専門科課程が無償教育となった。また同年2007年には「障害者の差別禁止及び権利救済に関する法律（以下、障害者差別禁止法）」も制定された。その結果、2013年4月11日から国・公立保育園、法人保育園、私立幼稚園は、障害児の入学を拒否することができなくなった。さらに韓国政府は2008年に「障害者権利条約」を批准した。その結果、これによって障害児に対して各園で行われる様々な活動への参加が、制限・分離されないように、「合理的配慮」（障害者権利条約における reasonable accommodation を、韓国では正当な便宜と訳している。以下、「正当な便宜」とする）を提供することが求められるようになった。この「正当な便宜」の提供に関しては2013年6月、韓国保健福祉部と社団法人障害者権利研究所は国公立保育園、法人保育園、私立幼稚園向けの正当な便宜提供マニュアル『障害者認識改善及び差別禁止実践手引き』を発行した。本稿では、韓国の障害児保育に関する最新の現状を概観すると共に、『障害者認識改善及

び差別禁止実践手引き』の具体的内容について、紹介することを目的としている。

以下、本稿で用いる用語について触れる。障害と障害者の表記については、様々な主体がそれぞれの考えに基づき、「障害」、「障がい」、「障がい者」「障がいをもつ者」など様々に使用している。本稿では法律・制度で使用されている、「障害」「障害者」という漢字表記に統一した。また、韓国の障害児保育関連法律・制度では、「インクルーシブ (Inclusive) 保育」を「統合保育」と表記している。そこで本稿でも、「統合保育」を用いることにする。

1. 韓国における障害児保育の現状

(1) 障害児保育の概要

1991年に制定された乳幼児保育法では、第1条で、「乳幼児の心身の保護と健全は教育を通して、健康な社会人を育成すると同時に、保護者の経済的・社会的活動を円満にさせることで家庭福祉増進に寄与する」という、保育の基本的な理念と目的を示している。それに基づいて第3条では、「乳幼児は保護者の性別・年齢・宗教・社会的身分・財産・障害などによって差別をされずに保育されなければならない」と、規定している。また、第26条で「国、地方公共団体、社会福祉法人などが、乳児や障害児のために保育を優先的に実施しなくてはならない」と規定している。

韓国の障害児保育の実践は障害児統合保育園と、障害児専門保育園といわれる施設で行われている。障害児統合保育園とは、障害児専担任保育士を配置し、定員の20%以内または3人以上の障害児を保育する施設中、市・郡・区が指定した施設である。他方、障害児

専門保育園とは、障害児だけを20人以上保育するために乳幼児保育法施行規則による施設及び設備を備え、常時18人以上の障害児を保育する施設中、市・都知事または市・郡・区庁長が障害児専門施設と指定した施設である。

2016年12月31日現在の韓国保健福祉部統計によると、障害児専門保育園は全国に177カ所あり、6,158名の障害児が通園している。他方、障害児統合保育園は全国に911カ所あり、4,079名の障害児が統合保育を受けている。障害児統合保育園数が圧倒的に多いが、障害児専門保育園に通う子どもの数が、障害児統合保育園より多いことがわかる。

(2) 障害児統合保育の実践

最近、韓国における障害児保育の傾向としては、インテグレーションからインクルージョンへといった国際的動向の影響もあり、分離型特殊保育ではなく、健常児と一緒に保育を受けることのできる一般幼稚園や、障害児統合保育園に通園する乳幼児数が増加している¹⁾。そこで、以下、仁川市で障害児統合保育を実施しているA保育園を紹介する。

A保育園は、仁川市南区立の障害児統合保育所である。通園している園児は、満0歳～満6歳の111名で、健常児96名、障害児15名である(2017年9月現在)。障害児の内訳としては、知的障害と自閉症、言語障害などとなっている。教職員は26名であり、園長1名、保育教師10名、障害児保育担当教師(特殊教師)5名、言語療法士1名、看護師1名、補助教師5名、栄養士1名、調理師2名である。施設設備としては、保育室(7室)の他に、講堂、資料室、教師室、図書室、言語療法室、室外遊び場、屋上に畑などがある。クラス編成は、満0歳及び満1歳児クラスには障害児は在籍していない。満2歳クラスからは、各クラスに障害児保育担当教師1名を配属し、障害児3人と健常児でクラスを編成して、保育を行っている。保育料は、障害児は無料である。また、言語療法士は、全クラスの障害児を担当し、週2回50分程度、専用の訓練室で1対1で、週1回小グループ(3～4名)に対して言語訓練を行っている。園内に専任スタッフとして、言語療法士を配置して、保育園の通常の生活の中で、障害児の療育プログラムを受けることができるようになっている。統合保育の内容は障害児に対する支援、家庭支援、社会性増進活動、地域社会連携活動などで構成されている。特にA園は、障害児と健常児の親に対する働きかけ、家庭支援を大切にしていること

が特徴的である。障害児の親から障害児に必要な支援提供の要望があった場合、園で対応が可能な事案は対応するが、予算を必要とする事案であれば、他の障害児の親の要望等を聞き、個人の事案としてではなく、多くの障害児に必要な支援として行政に働きかけている。実際、補助教師の配置はその成果の一つである。

他方、健常児の親に対しては、統合保育のメリットを伝えたり、障害児やその家族と関わる行事などを通じて触れ合い、互いを理解するように働きかけている。園長はこの健常児と障害児の親に対する働きかけは、一定成果を上げていると評価している。以上のように、韓国の障害児統合保育現場には言語療法士のような療育の専門家を専任職員として配置して、個別の障害児に対するリハビリや治療を重視していることは韓国では一般的になっている。

しかし、障害児と健常児の気持ちや思いを大切にしているかという視点から考えると、課題もある。発達障害を含めた早期発見・早期治療も大事であるが、子どもたちは生活をする中で友だちと大人(教師)など、多くの人々と出会い、関係を結びながら成長していく。それは、障害の有る無しに関係ないことである。障害児と健常児と一緒に楽しい時間を過ごし、喜びを共有している最中、障害児を療法室につれていくときの子どもたちの気持ちを考えているのだろうか。この問いの解明は今後の研究課題としたい。

2. 障害者差別禁止法と国家人権委員会における「正当な便宜」

本項では、国公立及び法人保育園、私立幼稚園における正当な便宜提供の根拠となる障害者差別禁止法²⁾の関連条項について述べる。

2006年12月に国連で採択された障害者権利条約第2条では、「合理的配慮」とは「障害のない人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有しまたは行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、不釣り合いなまたは過重な負担を課さないもの」と、定義している。

また、韓国の障害者差別禁止法第4条2項では「正当な便宜」を「障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別や種別程度等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置」と規定している。しかし、同法第4条3項では「過度な負

第14条（正当な便宜提供義務）

- ①教育責任者は、当該教育機関に在学中である障害者の教育活動に不利益がないよう、次の各号の手段を積極的に講じ、提供しなければならない。
- 1 障害者の通学及び教育機関内での児童及びアクセスに不利益が無いようにするための各種移動補装具の貸与及び修理
 - 2 障害者及び障害者に関係を有する者が必要とする場合の教育補助人員の配置
 - 3 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器、補聴機器、高さ調節用机、各種補完・代替意思疎通道具等の貸与及び補助犬の配置や車いすでアクセスのための余裕空間確保
 - 4 視・聴覚障害者の教育に必要な手話通訳、文字通訳（速記）、点字資料、字幕、拡大文字資料、画面朗読・拡大文字プログラム、補聴機器、携帯用点字ディスプレイ、印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段
 - 5 教育課程を適用することにおいて、学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供
 - 6 その他、障害者の教育活動に不利益が無いようにするために、必要な事項として大統領令が定める事項
- ②教育責任者は、第1項の各号の手段を提供するにあたり、必要な業務を遂行するために障害学生支援部署または担当者を置かなければならない。
- ③第1項を適用することにおいて、その適用対象の教育機関の段階的範囲と第2項による障害学生支援部署及び担当者の設置及び配置、管理監督等に必要な事項は大統領令で定める。

第28条（母・父性権の差別禁止）

- ③教育責任者及び乳幼児保育法に基づく保育施設及びその従事者と児童福祉法による児童福祉施設及びその従事者等は、父母が障害者であるという理由でその子女を区分し、または不利益を与えてはならない。

第35条（障害児に対する差別禁止）

- ①何人も、障害児童であることを理由に、すべての生活領域においてこの法律で定めた差別をしてはならない。
- ②何人も、障害児童に対し、教育、訓練、健康保護サービス、リハビリテーションサービス、就職準備、レクリエーション等を提供される機会を剥奪してはならない。
- ③何人も、障害児童を義務教育から排除してはならない。
- ④何人も、障害を理由に障害児童に対する遺棄、虐待、搾取、監禁、暴行等の不当な待遇をしてはならず、障害児童の人権を無視し、強制的に施設収容及び無理なリハビリテーション治療又は訓練をさせてはならない。

担」や「顕著に困難な事情」などがある場合は正当な便宜を提供しなくても差別行為とみなさないと、規定している。ここで使用されている「正当な便宜」の意味は、障害者が該当する活動に参加する機会を、障害者でない人と同等に保障することを意味している。なお、同法第4条1項3号では、「正当な事由なしに正当な便宜を否定することは障害者差別である」と規定している。障害者差別禁止法の中で、正当な便宜提供を規定している条項は以下の表のとおりである。

障害者差別禁止法では、「正当な便宜」を「障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別や種別程度等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置」と規定おり、障害者が健常者と等しく参加でき、差別を実質的に解消する基礎的環境整備を明示したことは大きな前進である。しかし、「過度な負担」や「顕著に困難な事情」などがある場合は、正当な便宜を提供しなくても良いという二重免

責規定により、「正当な便宜」の提供範囲は合法的に制限される危険性をはらんでいる。「正当な便宜」は、国及び自治体の財政上の制約などにより、障害者権利条約で規定している「合理的配慮」の原理と意義を、発展的に運用できているわけではない。義務教育・無償保育の段階においては、過度な負担や著しい困難な事由などの規定を設けることはそもそも妥当だろうか。障害児の発達を最大限に保障していく「正当な便宜」が提供されていないとすれば、それは福祉国家としての整備をすすめてきたとはいえ、なお韓国社会や文化の側に存在する制約であり、権利救済の取り組みのなかで、この制約は突き崩していかなければならないのである。

3. 「正当な便宜提供マニュアル」とその特徴

前述したように、正当な便宜は「障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別や種別程度等を考慮した便

宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置」であり、「過度な負担」や「顕著に困難な事情」のない範囲で、提供義務が課せられている。

国公立及び法人保育園・私立幼稚園における「正当な便宜提供マニュアル」は、保育園・幼稚園共通の「便宜施設設置マニュアル」と障害の「種別別便宜提供マニュアル」によって構成されている。

(1) (共通) 保育園・幼稚園便宜施設設置マニュアル

(共通) 保育園・幼稚園便宜施設設置マニュアルは、身体・身体・視覚・聴覚障害児の移動や社会参加を保

障する物理的基礎環境整備に関わるマニュアルであり、その内容は以下の表のとおりである。

このマニュアルは、物理的基礎環境整備を正当な便宜の内容として示しているが、物理的基礎環境整備は、ユニバーサルデザインの側面から国等の設置者に義務づけた方が保育現場において受容・合意されやすいと思われる。障害児だけではなく、すべての子どもに優しいという施設整備という次元で論じられるのが望ましいと考えることができる。ユニバーサルデザインという考え方にに基づき、まず施設における障害児へ

- ・児童が主に利用する施設には可能な段差がないようにするのが望ましく、地形上階段が設置される場合には、階段と平行して1/18以下の勾配の緩やかな傾斜を設置することが望ましい。
- ・歩行安全道路を除く隣接空間に植物、造景等を設置して、親しみやすい環境を造成する。
- ・表面材料はできるだけ自然親和的な材料を使用して、水がよどまないように、特殊性を考慮して材料と施行方法を考慮する。
- ・接近路の材質が人造大理石または花崗岩の場合には、防滑処理をするのが望ましい。
- ・接近路の表面を木で覆う場合、雨天時滑りやすいので、防止策をとる。
- ・誘導ブロックの設置が、利用者の通行に支障とならないよう配慮して設置する。
- ・高いところへの傾斜路を設置する場合、児童用の手すりを0.65mの高さに設置する。
- ・階段側面の手すりの間隔は10cm以下としたり、透明材料等で欄干の壁を設置すれば、児童の墜落を防ぐことができる。
- ・傾斜路の表面は水がついて滑りやすいような材質で、平坦に覆うこと。
- ・傾斜路で手すりの最後の部分は、児童の目の高さだと危険なので、下側や壁の側に曲げて設置することが望ましい。
- ・扉の形態は回転扉と自在扉を避けて、自動扉の設置または児童の身体的特徴を考慮して、感知範囲を広く設定して、開閉時間を3秒以上確保する。児童の適切な保護のために、半自動扉の形態をとるのが良い。
- ・扉の手の取っ手は車いすに座った児童が、取っ手を握ることができるよう設置して、棒形またはレバー型にして、児童の手をけがする危険があるので、ゴムパッキン等のけが防止処置をしなければならない。
- ・出入口（玄関）通過の有効幅は、0.8m以上とし、通行の支障となる床の段差はなくす。
- ・出入口は非常災害時、待避しやすいよう廊下または広い空間に、直接連結されていなければならない。
- ・出入口と玄関は屋根が設置された乗下車場と連結されて、雪・雨等を避けることができるようにするのが望ましい。
- ・回転扉と自在扉は設置しないようにして、ドアチェック時に扉の開閉時間は3秒以上を確保する。
- ・児童や車いす利用者が使用するのに容易な取っ手は、垂直の棒形である。ただし、2段で設置する場合、下は0.65mに設置する。
- ・引き戸の場合、床面のレールが露出しないよう埋めたり、床面にレールのないハンガー型の引き戸を推奨する。
- ・児童が多く使用する一般出入口には、けが防止処理をするのが望ましい。
- ・児童、車いす利用者が使用する内部の引き戸は、小さな力で開閉できる半自動、または自動門を設置することが望ましい。
- ・取っ手の高さは床面から0.8m～0.9m、2段の場合は上が0.85内外、下が0.65内外とする。
- ・児童は点字ブロックのような小さい段差を超える危険があるので、特に靴を脱いで、生活するオリニジップのような場合、内部階段の最初と最後には点字ブロックを設置しないのが良い。この時階段の取っ手は0.65内外の高さで、幼児が安全につかんで移動できるようにしなければならない。
- ・視覚障害児童と感覚障害児童のために、保育施設内の床及び壁面の材料は、防音設備を適切に構成する必要がある。床と壁面の手触りと、室内表面材料の反響音を通じて、空間を学習するので、保育室内全ての表面を、防音材で設置してはならない。
- ・視覚障害児童と移動に障害がある学生を考慮して、教具を壁面に配置してはならない。

の配慮を行うことは、障害者権利条約においても最優先の義務とされているからである。保育園・幼稚園において、ユニバーサルデザインを実現する義務は、障害者差別禁止法の前提事項として組み込まれているというべきである。その上で、障害者差別禁止法では、ユニバーサルデザインでは保障しきれない個別のニーズに対する義務を定めることが妥当だと考えられる。

(2) 障害の種類別便宜提供マニュアル

以下、視覚・聴覚・言語・肢体・脳・精神障害児に対する便宜提供内容について、詳しく紹介する。

①視覚障害児便宜提供マニュアル³⁾

- ・視覚障害は視覚の機能的または構造的損傷によって、見るのが困難な障害である。
- ・障害の程度によって「盲」と、「低視力」に区分しているが、盲は普通2級までの、矯正視力が0.04以下の場合（平常視覚よりは全的に触覚や聴覚に依存しなければならないほど、視覚に障害が重い場合）を言う。
- ・低視力は3級から6級までの等級に該当して、視力を矯正しても事物の位置、距離、照明に特別の神経を使わなければならない場合を言う。

【視覚障害児を扱うとき、こうしてください】

- ・視覚障害児と挨拶するときは、頭で挨拶するよりも、近くに来たとき、挨拶を言葉ですることが良い。遠くで挨拶をすれば、誰にしているかわからない。
- ・食べる順序は時計方向だと知らせることが良い。
- ・くわしい順序
 - 1) まず食卓に座った後、ご飯と汁、箸とさじの位置を直接確認する。
 - 2) 前にあるご飯と汁、今日の主メニュー（チゲ、焼き物、煮物等）を紹介する。
 - 3) 箸を持った児童の手を取って、箸の先を主メニューの器に当ててあげて、位置を知らせる。この時、主メニューが何であれ、いつも児童が楽しむ食器の場所を知らせてやる。
 - 4) 全体的に食卓の上に置いてある食器は、児童の位置を基準に時計方向に順々に言葉でわからせる。
 - 5) 特別に児童が聞いたり必要ならば、そのときそのとき手で知らせて必要な食器の位置を直接わからせる。
 - 6) 食事前・後、水を頼んだりすすめる時は、コップをとって、水を注ぐ。
 - 7) 特別なおかずについて説明してすすめるのは良

いが、児童が頼まないのにしきりに食べ物を与える事は、控えるのが良い。

- ・教育しようとしたり話し始めるとき、誰が話しているかわかるよう、自分の名前をはっきり話すことが必要である。
- ・新しい場所やなじみのない環境へ案内するときは、周辺や関連状況を説明してやる。
- ・品物を渡すとき、どんなものか簡単に説明してやる。
- ・視覚障害児がいつも利用する施設の出入り口は、半分あいた状態にしないで、完全に開けたり閉めたりしておくことが安全である。
- ・視覚障害児が使用する品物を、新しく配置したり、構造を変えた場合には、視覚障害児に了解を求めて、変えた後の配置や構造等について、十分に説明してやる。
- ・園の建物の構造と施設は、段階的にだんだんと身に付けていくようにする。頻繁に利用する施設からだんだんと、遠いところへ広げていくことが良い。
- ・道を知らせるときは、こちら側、あちら側のような曖昧な表現ではなく、視覚障害児道の位置を規準にして、数歩前、数メートル前のように具体的に話してやる。

②聴覚障害児便宜提供マニュアル⁴⁾

- ・聴覚障害は聴覚の損傷によって、聞くことが困難だったり、前庭器官の損傷で平衡を維持できない難しさのある障害である。
- ・聴覚障害の等級別規準は、「聴力水準と音の判別特性」によって、2級から6級までに分けられていて、「前庭器官の損傷による障害」によって、3級から5級までに分けられている。

【聴覚障害児に対するとき、こうしてください】

- ・すべての聴覚障害児が手話をするわけではない。どのような意思疎通方法が良いか確認することが必要である。
- ・聴覚障害児と対話を始める前には、まず視線を消すことが重要である。話すときには目を見ながら、口の様子と発音を正確にして、必要ならば繰り返して話すことである。
- ・聴覚障害児と対話をするとき、意味のある表情や動作を利用すれば、意思疎通をより円滑に行うことができる。
- ・聴覚障害児と一緒に、非障害者と対話すると

きには、対話内容を聴覚障害者に簡単に説明して、状況を共有するようにする。

- ・活動を提示するときには、示範を見せたり、文字で書いて、説明する。
- ・公知事項はあらかじめ掲示板で知らせる。
- ・便所の扉に「使用中」を知らせる表示を設置する等、聴覚障害児童のために視覚的装置を準備する。

《人工内耳を利用する 聴覚障害児童に対する教師の理解》⁵⁾

1) 人工内耳を利用する聴覚障害児童が、音がよく聞こえない場合

- ・電池を点検します。児童がよく聞こえなければ、電池がなくなっていることがある。新しい電池への交換時期を確認する。LEDの明かりや、LCDの窓で内容の確認可能なら、人工内耳は明かりと内容を確認する。
- ・平常時、児童が使用する音量レベルを記憶して、音量がもし低く調節されていないか確認する。
- ・音韻処理機とヘッドセットを連結してケーブルが、破損していないか確認する。box型の差し込みを抜いて差し込むことはやさしいが、耳掛け型の場合、方向をよく合わせて差し込むことに注意して調べなければならない。
- ・電池や音量、ケーブル連結に異常がなくても音が出なかったり聞こえなければ、マイク、ヘッドセット、ケーブル内の損傷がある。この時は父母に連絡して修理及び交換をするようにする。
- ・FMシステムを連結して使用する場合、教師送信機電源がついているか、周波数が一致しているか、受信機はちゃんと連結されているか確認する。

2) 人工内耳を利用する聴覚障害児童が、音が異常だという場合

- ・人工内耳は湿気と衝撃に弱いので、注意する。人工内耳の音韻処理機やマイク、ヘッドセットに水がかからないようにして、激しい動作が要求される活動をするときは、体から離すことが良い。湿気や衝撃によって音韻処理機やマイク、ヘッドセットに損傷が起されば音が異常に聞こえたり、音が聞こえない。
- ・人工内耳は静電気や衝撃によって、音韻処理機内部のプログラムが損傷したり、削除されたりする。保存された他のプログラムがある場合、代替して使用するようにする。プログラムが削除された場合には、児童が通う病院に行って、再度調節して、プロ

グラムを保存するようにする。

- ・FMシステムを連結して使用する場合、教師送信機のマイク異常や、周波数妨害で音が異常になることもある。その時には周波数を変えて使用したり、FMシステムを点検するようにする。

3) 人工内耳を利用する聴覚障害児童が、頭が痛いという場合

- ・人工内耳はボディ内に受信機があって、衝撃に注意しなければならない。体育活動やその他の遊び活動中に、内部に移植された装置に損傷が起こることがある。頭を打った時には音によって頭が痛くないか尋ねてみて、耳の後ろが腫れていないか確認する。父母に連絡して、病院で必要な検査を受けるようにする。

4) 人工内耳を利用する聴覚障害児童に、教師が確認すべき点

- ・朝の授業が開始する前には、児童が人工内耳を正しくつけているか確認する。言葉をよく聞いているかを確認したいときは、次の方法を活用する。この時、児童が音に反応している程度の聴能訓練を受ければ、確認が可能である。

* 児童と1m程度の距離で、音を聞くことを確認する。

* 紙や手で口元を見せないようにして、[a, i, u, si]音を聞かせる。この時[s, si]音は母音ではなく子音だけ聞かせる。

* 児童の能力に応じて音を聞かせて手をとったり、答えたり、同じに話すようにする。音がなくて、待っていて、音がないときどう反応するか確認してみることも良い。

- ・いつもに較べて、児童の反応が低かったり、反応しないときには、人工内耳に異常がないか点検する。

- ・FMシステムを連結して使用する場合、ラジオの原理と同じ周波数を使用するので、教室の外や、遠い距離で音を聞いて反応するようにすることもある。しかし、児童が聞くとき、とても遠かったり、壁がある場合には、控えるのが良い。

《児童が授業活動を理解できるよう、聴覚的に支援する方法》

- ・教室の消音は適切に維持されなければならない。
- ・児童の席の配置を考慮しなければならない。静かなところから遠く、教育活動が施行する場所に近くなければならない。エアコン、扇風機、門の開閉音、等は、児童が話を聞く際の背景消音を適用して、話

し言葉理解が困難でないようにする。なるべくこの消音から遠くない席を配置する。

- ・教室ではFMシステムを使用する。児童が他の人と一緒に話したり、身体活動が多いときを除いて、授業中にはできるだけ使用して、児童が話をよく聞けるようにする。
- ・児童に話をするときには、自然に適当な大ききで話す。できれば補償具の横や、前で話すのが良い。児童は補償具を使えば、使用前に較べれば音をよく聞くことができる。教師が配慮して大きな声を出しても、児童はむしろうるさがる。
- ・簡単な構文で話したり、繰り返して話してあげる。児童が教師の言葉や質問をよく理解できないときは、もっとやさしい単語や、簡単な構文を使って話したり、核心となる言葉を再度繰り返す。
- ・完全な文章で、話す。わかってもらわなくても、文脈状で内容と意味を把握することができるので、単語だけで話さないで、全体の文章を繰り返したり、言い換えて話す。
- ・児童の質問への答えは、繰り返し話してあげる。最初に核心となる単語や、短い言葉を話してやって、文章を話してやったり、長い説明の後、要約して再度話してやると、理解の助けになる。
- ・児童が授業内容を理解したかどうか、確認する。いつもよく理解することではなくて、質問したことを難しく考えることが多いからである。いつも授業時間ごとに、教師が確認できないので、児童と確認できる信号を創って、児童が理解しないとき、教師に信号を送るよう指導することも、良い方法である。

《児童が授業活動を理解できるよう、視覚的に支援する方法》

- ・無言でいるよう指示するときには、先ず示範を見せたり、他の子どもたちが先ず発表するようにしてあげる。そうすれば児童は、示範を見てどうするかをよく理解できる。
- ・ビデオや映画等を見るときには、字幕のある物を選択する。
- ・実物映写機を使用する。実物映写機を使用すれば、教師が筆記をしても、学生たちを向かせることができる。可能なら、静かな実物映写機を使用する。
- ・重要な伝達事項、宿題等を黒板に書いたり、紙に書く。児童が重要な課題や準備物を忘れないよう援助する。
- ・後ろ向きで話さない。教師が後ろにいたままで話せば、

児童に声がよく届かないばかりか、言葉の内容を児童がほとんど理解できない。顔を見せて話さなければならない。

③言語障害児童便宜提供マニュアル⁶⁾

- ・言語障害は、「音声機能や言語機能に連続的に、相当な障害がある」状態で、音声機能と言語機能の喪失または意思疎通混乱程度によって、3級と4級に区別されている。
- ・言語障害には声を出すことに異常がある音声障害、発音が正確ではない造音障害、言葉のリズムがかけている吃音障害、言葉が正常に使えない人が脳卒中や脳損傷後話せなくなる失語症、幼児が年齢の割に遅れている言語発達遅滞等がある。
- ・一般的に言語障害には聴覚障害によるものだと考えられやすいが、そのほかにも知的障害や脳性麻痺等によって、随伴する場合もある。

【言語障害児童に対するとき、こうしてください】

- ・言語障害児童の対話速度は、非障害児童ほど早くない場合が多い。対話するとき顔、目を見て対話に十分な注意を払うこと。
- ・言語障害児童がゆっくりと長い話をするときは、耳を傾ける等、自分の相手の言葉を傾聴していることを理解させるのが良い。
- ・言語障害児童が話すことが大変そうでも、児童が話そうとすることを、終わりまで待つこと。
- ・言語障害児童も又聴覚障害児童と同様に、意思疎通する方式が多様である。口元を見て意思疎通したり、手話、メモを通じて意思疎通をする場合もある。

④肢体障害児童便宜提供マニュアル⁷⁾

- ・肢体障害には骨格や筋肉、または神経中、どの部分が損傷して、永久的にその機能を絶対に発揮できない障害を意味している。肢体障害の発生原因は骨の形成不全症や、進行性筋ジストロフィ、海豹肢症、ポリオウイルス感染による小児麻痺等のような、身体的な原因で発生したり、事故等後天的原因によって発生することもある。
- ・肢体障害中の代表的な類型である小児麻痺や、事故による両足または両手の切断の場合、知能は正常で、残った上肢や下肢を使用して、ある程度は喪失した部位の機能まで代替することで、個人によっては食事、用便等の身辺処理はむしろ、家事活動と移動及び外出もできる。

- ・反面、脊椎障害者は単純に両上肢や下肢の運動機能だけではなく、自ら排泄を処理することもできない。又、損傷部位の痛みを感じないので、やけどや凍傷、床ずれ等の危険にむき出しである。脊椎障害者によく発生する合併症としては、尿路感染、床ずれ、麻痺部位の硬直を挙げることができる。
- ・脊椎障害者は交通事故や、産業災害、その他瞬間的な事故で重度の障害を受ける場合が大部分である。このような重度障害者は一般的に幼いときから適応して生きてきた人に較べて、特有の葛藤と精神的彷徨を経てきたことが多い。従って、医療機関及び医療人は脊椎障害者の持っている挫折と苦悩を深く理解するようにして、初期に障害を自ら受け入れることが難しいことを納得させなければならない。特に、状態によってはいろいろな痛みは頻発するので、これに伴う精密な関心が必要である。
- ・筋ジストロフィーは筋肉が進行性で萎縮していき、だんだん力がなくなって、動けなくなる筋肉疾患の一つで、感覚は正常で、痛みのないのが特徴である。大部分遺伝によって発生するが、原因がわからない場合も多い。筋ジストロフィーは大部分肩や骨盤部の筋肉に現れ、肩の筋肉が動かなくなり、力が弱くなって、だんだん腕が使えなくなり始める。
- ・この他にも、脳卒中による片側麻痺、リウマチによっておなかが硬くなって、起こる不動姿勢、神経筋骨格系損傷の後遺症による機能障害がある。けれども、肢体障害はその原因によって多様な様相を示す物である。例えば、奇形児や下垂体性矮小症、脊椎障害等も肢体障害に含まれていて、実際に彼等も大きな障害を感じて生きている。

【肢体障害児童に対するとき、こうしてください】⁸⁾

- ・教育を準備するとき、障害児童の接近性を考慮することは、必要である。足が不便な肢体障害児に階段や段差は移動の障害となる。
- ・援助するときは、先ず児童の意思を確認する。援助が必要なら、障害児自ら、どんな援助が必要か説明してもらう。
- ・車いすを利用する障害児のための座席空間を準備する。
- ・児童が来れば、扉を開けたり閉めてやることも援助である。障害児の腕や杖、車いすを使うより、門を閉める方がより便利である。
- ・エレベーターに乗る場合、児童がエレベーターに乗るときまで、扉を閉めていて、門を開けたとき補償

具がエレベーターの扉に近づかないよう注意する。

- ・児童が使用する車いす、松葉杖、その他の補償具は個人の私的な物で、使用者の許可なく使用してはならない。特に、児童がおいていないところに移してはだめである。
- ・床に水気があると、滑りやすいので、児童に知らせる。
- ・肢体障害児童も、体育活動が全く不可能なことはない。腕や足を完全に使用しなくても、できる体育活動も多いので、車いすに乗っていろいろなスポーツ活動をすることもできる。体育行事やレクリエーションを進行するとき、どんな活動を一緒にできるか聞いてみることも良い。

⑤脳障害児童便宜提供マニュアル

〈脳病変障害〉⁹⁾

- ・中枢神経の損傷による複合的な障害で脳性麻痺、外傷性性能損傷、脳挫傷等、脳の器質的な病変によって歩行、または日生活動作に制限を受ける障害のことである。
- ・脳病変障害は主症状である麻痺の程度と範囲、不随運動の有無等による腕、足の機能低下によって座ること、立つこと、歩くこと等の運動能力（歩行上の障害程度）と、日常生活活動（動作）の遂行能力を基礎に、全体機能障害程度を判定する。
- ・脳の気質的病変で視覚、聴覚、または言語上の機能障害や知的障害が伴う場合は、重複障害合算認定基準によって判定する。
- ・脳病変障害の判定時期は脳卒中、脳損傷その他脳病変がある場合は、発病または外傷後6ヶ月間持続的に治療した後に、障害の判定ができて、6ヶ月が経過しても、明らかな機能の向上が進行している場合には、判定が伸びる。
- ・言語障害児童特に脳性麻痺の場合、主たる症状として、筋肉麻痺を挙げることができる。麻痺の特性によって形式型と無定位運動系に分けられるが、形式型は一番よく見られる形態で、筋肉の緊張が深刻で、四肢と首がぎごちないのが特徴であって、緊張したり、早く動こうとすると、特に深刻な特徴がある。又、無定位運動系は顔と首の部位、そして手首と手が本人の意思とは相関なく、ねじれる特徴がある。

【脳病変障害児童に対するとき、こうしてください】¹⁰⁾

- ・脳病変障害児童が話す内容を理解することが難しい場合、もう一度話すよう要請する。

- ・倒れたときどんな援助が必要か尋ねた後、援助する。場合に応じて一人であるのが良いこともある。援助するときは、倒れた人をつかまないうで、腕をそっととって、起こすようにするのが良い。
- ・手や足に障害があっても、教育補助機器を活用する場合、業務を円滑に遂行できる。どのような支援が必要かを、確認することが必要である。
- ・一緒に歩いて行くとき、歩行速度を合わせて歩くのが良い。
- ・飲料水を勧めるときは、ストローをさしてやるのが良い。

⑥精神的障害児童便宜提供マニュアル

〈知的障害〉¹¹⁾

- ・知的障害は発達期に遺伝、疾病、傷害等いろいろな原因で、精神発育が恒久的に遅滞して、知的能力が不十分だったり、不完全で、精神のことを処理することと、社会生活に適應することが相当に混乱する障害である。
- ・知的障害はウエクスラー知能検査等、個人検査を使用して得た知能指数と、社会成熟度検査等によって判定される。
- ・知的障害者は個人差があって、知的能力が不足して、自分のことを処理する能力が低くて、低い言語能力によって、対人関係に困難があって、学習に支障がある。

【知的障害児童に対するとき、こうしてください】¹²⁾

- ・知的障害児童も適切な教育を通じて、自分に適合した教育活動に集中することができる。又、大部分の知的障害児童は登・降園訓練を通じて一人で登・降園が可能となる。
- ・認知的な能力が低くても、自分の欲求を知って、表現できることで、知的障害児童の意思を尊重しなければならない。
- ・知的障害児童と話すとき、やさしい表現を使用する。教育指示は一度に一つ知的障害者の理解度を考慮する。
- ・教育活動は身につくまで、示範を通じていろいろな事例を繰り返して行うことが効果的である。
- ・登校時間、園内規則等を反復して説明してやる必要がある。
- ・無条件的な援助や同情は、知的障害児童の自立心向上及び能力向上を難しくする。最大限自分で直接課題を解決したり、遂行できるよう配慮してやるのが

良い。

〈自閉症障害〉¹³⁾

- ・障害者福祉法では自閉症障害を小児期自閉症、非典型的自閉症に伴う言語・身体表現・自己調節・社会適応機能及び能力の障害によって、日常生活や社会生活に相当な制約を受けて、他の人の援助が必要な状態と規定している。
- ・自閉症障害の一般的特徴は、対人関係形成ができなくて、注意集中期間が短くて、学習能力が遅れて、衝動的な突発行動を見せる。
- ・攻撃的性向が強くて、感情調節能力が不足していて、反響言語（相手の言葉を記憶しながらも、意味の解読が難しく、相手の言葉をオウムのように後追いつながら話すという自閉症児の一般的な行動特徴）を使用する傾向がある。
- ・多様なおもちゃを活用した遊びに無関心で、枠に差し込まれた遊びを繰り返して、同一性維持に対する脅迫的な執着を持っていて、特定事物や生物に執着するが多い。
- ・特に自閉症障害児童は父母との反応にも、目をうまく合わせなくて、暗記はほとんどできなくて、抱えると体が硬直する。

【自閉性障害児童に対するとき、こうしてください】¹⁴⁾

1) 注意力欠如、過剰行動障害（ADHD）を持った児童の場合

- ・注意力欠如過剰行動を持った児童は、注意力不足と、衝動性によって過剰行動をとったり、与えられた課題に集中できなくて、課題を完成する上で混乱を示す。
- ・先ず課題学習に入る前に、児童が好んだり、よくできる課題を通じて、注意集中力及び相互作用を図る。児童の能力と特性に適切な課題を提示して、それをわかりやすく説明した後に、児童が自分から解決できるよう誘導する。この時、特に留意する点は、一度にあまり多くの刺激を与えないように配慮する。
- ・発達遅滞がある児童の場合、注意集中時間が短い区手、課題の目標を細分化して、一つの課題を遂行するのに20分以上にしないように配慮する。同時に児童の健康状態や心理的状况に応じて、時間を適切に調節しながらだんだんと活動量を増やしていく。

2) ある一つの事物（特定文字や商標、学用品、メニュー、暦）に特に集中したり、ある文字や絵を1時間ずっと書いたり描いたりする児童の場合

- ・ 先ず自己刺激の枠から抜け出したり、いろいろな状況に反応ができるよう、多様な経験をさせることが重要である。児童が執着する事物や時間について、反応を見ながらその刺激の頻度を減らしながら、代わりに児童が興味を持つ事物を提示するようにする。
- ・ 事物を総合的に受け止めて、その特性を正しく理解するために、事物と文字を連結する努力をする。例えば、園にある事物に名前カードをつけて、事物ごとに名前のあることをわからせる方法がある。特に、児童の行動をよく観察して、何に関心があるか調べて、その品物に対する名前だけではなく、使用方法や用途等を詳しく理解させる。

3) 独り言を言って、テレビの広告文をまねたり、教師が話す言葉をまねる児童の場合

- ・ 教師は上には絵、裏に文字が書いてある単語カードと一緒に見せながら、相手の質問に正確に答えられるよう、誘導する。そしてそのような対応がうまくいけば、「よくできました」という言語的称賛とともに、頭をなでたり、ハイタッチのような強化刺激を与えてやる。
- ・ 日常生活の中で常に活用される簡単な対話用語を覚えて、答えることができるよう指導する方法もあって、できれば児童の立場で話す形式をとるのが良い。

4) 連続的に話をして、質問して、確認してもらおうとする児童の場合

- ・ 児童が十分に認められたとか感じるよう、関心を見せる。
- ・ 手をとって承諾を得てから、話をする。
- ・ 状況を知るよう指摘する。
- ・ 同じ班の他の児童が笑わないよう事前に十分に理解させる。なぜなら、友だちの笑いが、障害児童の問題行動を強化させる刺激となるからである。
- ・ 休憩時間に話すようにする。
- ・ 聞いたり話したりする時間を決めてやる。
- ・ 注意が集中できる課題を提示する。
- ・ 課題をうまく遂行したり、話す時間をよく守ったときには、適切な褒美をあげる。

5) 授業時間に勝手に出ていったり、急に声を出す児童の場合

- ・ どんな状況で問題行動が起きるか、確認する。
- ・ 問題行動の原因を正確に把握する。
- ・ 児童が好む活動を、直接選択するようにする。

- ・ 情緒的に安定した時間を過ごせる環境を作る。
- ・ 一定時間を、児童の思うように過ごせるよう許容する。

おわりに

韓国では障害者差別禁止法制定(2007年)以来、障害児保育における「正当な便宜」の制度が整備されてきた。本稿で紹介した国公立保育園等及び私立幼稚園向け正当な便宜提供マニュアルも、その一つである。障害に対するマイナスイメージが強い韓国において、「正当な便宜」の制度化にあたり、国が「正当な便宜」の内容を具体的に提示し、障害児に対する差別禁止の姿勢を示したことは大きな意義がある。しかし、「正当な便宜」提供に伴う「過度な負担」に対する解釈や見解については、踏み込んだ意見は述べられていない点が未だ不十分だといえる。少なくとも障害児の最も身近な家族そして保育園や幼稚園・クラスといった親密圏における生活において、当該障害児の最善の利益を追求する親と教職員とが共同で「正当な便宜」を自分たちで実践したり、関係機関に働きかけたりしていく過程には、「過度な負担」などという概念が入り込む余地はない。もし、ある人的物的環境整備ができないことを「過度な負担」という名によって正当化されるのであれば、それはその国の社会的文化的環境の歴史的制約に起因するものでもある。決して、障害児とその家族の能力(価値観や財貨の所有を含む)の問題におしとどめられてしまうような狭い視野からでは今後の発展は困難であることを指摘し、結論とする。

謝辞

本稿における基礎資料の収集は、「2017年度愛知みずほ大学短期大学部学長裁量経費」で行った。今回の調査研究に際し、韓国仁川市A保育園園長をはじめとする職員の皆さま、子どもたちに心より感謝したい。また、仁川市広域市保育政策課のユン・ジェソク氏、嘉泉大学のチョン・ミラ先生、中部大学のイ・ミョンヒ先生に感謝の意を申し上げる。

注

* 愛知県立大学人間発達学研究科後期博士課程修了

1) 斎藤正典、トート・ガーボル、2012:5.

2) 障害者差別禁止法は2007年に制定され、翌年4月より施行されている。同法の目的は、「すべての生活領域での障害を理由とした差別を禁止し、障害を理由に差別

を受けた人の権益を効果的に救済することにより、障害者の完全な社会参加と平等権の実現を通じ、人間としての尊厳と価値を具現すること」(第1条)であり、全50条からなり、雇用や教育、参政権など幅広い分野で障害者の差別禁止等を規定している。

- 3) 保健福祉部 (2011)、「障害者と一緒に活動する活動補助員養成教育課程」
- 4) 国立特殊教育院、障害理解サイト <https://edu.knise.kr>
- 5) 国立特殊教育院政策委託研究 (2007)、「人口内耳児童のための教師用指針書開発研究」
- 6) 国立特殊教育院、前掲
- 7) 保健福祉部 (2011)、前掲
- 8) 国立特殊教育院、前掲
- 9) 保健福祉部 (2011)、前掲
- 10) 国立特殊教育院、前掲
- 11) 保健福祉部 (2011)、前掲
- 12) 国立特殊教育院、前掲
- 13) 保健福祉部 (2011)、前掲
- 14) チョンホ中学校 (2011)、第30回障害者日「障害理解教育研修資料」

参考・引用文献

斎藤正典, トート・ガーボル (2012)「韓国におけるインクルーシブ保育の先駆的実践」『相模女子大学子ども教育研究』第4号, 3-14.

金允貞 (2009)「韓国の障害児保育について: 障害児専門保育施設を中心に」『日本幼稚園協会幼児の教育』Vol. 108 (3). 46-51.

金仙玉 (2013)「韓国における障害者の教育権保障に関する研究: 障害者差別禁止法の教育条項を中心に」愛知県立大学大学院人間発達学研究科修士論文

金仙玉 (2015)「韓国の障害児教育の歴史的展開とインクルーシブ教育の現状と課題」『愛知県立大学人間発達学研究』第6号, 27-39.

金仙玉 (2016)「障害者教育における『合理的配慮』の意義と課題: 韓国の現状と社会福祉的背景」愛知県立大学大学院人間発達学研究科博士論文

金仙玉 (2016)「韓国の教育現場における『正当な便宜』の運用実態の考察: 『合理的配慮』との違いに着目して」『海外社会保障研究』193号, 国立社会保障・人口問題研究所, 68-76.

崔榮繁 (2009)「韓国の障害者法制: 障害者差別禁止法を中心に」小林昌之編『開発途上国の障害者と法: 法的権利の確立の観点から』アジア経済研究所, 3-31.

玉村公二彦 (2006)「国連・障害者権利条約における『合理的配慮』規定の推移とその性格」『障害者問題研究』第34巻1号, 全国障害者問題研究会, 11-21.

국가인권위원회 (2007)『장애인권리협약 해설집』(国家人権委員会『障害者権利条約解説集』)

국가인권위원회 (2009)『장애인차별금지법 이행가이드라인』(国家人権委員会『障害者差別禁止法履行ガイドライン』)

한국보건복지부 (2013)『장애인 인식개선 및 차별금지 실천매뉴얼: 국공립법인이민이집 사립유치원편』(韓国保健福祉部『障害者認識改善及び差別禁止実践手引き』)